



2016年10月12日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝
東京都港区芝浦 1 - 1 - 1
代表者名 代表執行役社長 綱川 智
(コード番号：6502 東、名)
問合せ先 執行役常務 広報・IR部長
長谷川 直人
Tel 03-3457-2100

当社海外子会社の民事再生手続（韓国の回生手続）の開始申立てに関するお知らせ

当社の非連結子会社で光学ドライブの製造・販売事業を行っている東芝サムスンストレージ・テクノロジー韓国社（以下、「TSST-K」）は、2016年10月12日開催の同社取締役会において韓国・スウォン地方裁判所に新規の回生手続開始（※1）の申立てを行うことを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

※1：日本法上の民事再生手続開始に相当します。

記

1. 回生手続きの経過について

2016年9月28日付「(開示事項の経過) 当社海外子会社に対する民事再生手続非継続の決定に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、当社子会社の東芝サムスンストレージ・テクノロジー株式会社（以下、「TSST」）が発行済株式の50.1%を保有する非連結子会社のTSST-Kは、2016年6月17日に韓国ソウル中央地方裁判所による回生手続開始の決定を受けておりましたが、2016年9月27日に同裁判所はTSST-Kの清算価値が事業継続価値を上回るとの判断に至ったため回生手続を継続しない旨を決定しました。当該決定から14日以内（2016年10月11日まで）に異議申立てが行なわれなかったため、当該決定が発効し、裁判所の管理の下進められてきたTSST-Kの回生手続は終了しております。

今般、TSST-Kは、回生計画を見直したうえで、改めて同社が所在するスウォン市を管轄するスウォン地方裁判所に新規の回生手続開始申立てを行うことを決定しました。

2. 負債総額

TSST-K の負債総額は約 90 億円です。

3. 株式の評価額

当社はすでに TSST-K 株式の評価減損を計上しており、現在同社株式の評価額は 1 円です。

4. 当社業績への影響

TSST-K に対して当社は約 6 億円 (2016 年 9 月末時点) の債権を有していますが、全額引当を計上しており、また、TSST-K の負債についても当社は債務保証等の責任を負っていないため、当社の当期業績に影響はありません。

5. TSST-K の概要

(1) 名 称	東芝サムスンストレージ・テクノロジー韓国株式会社 (Toshiba Samsung Storage Technology Korea Corporation)		
(2) 所在地	韓国スウォン市 (水原市)		
(3) 代表者	Juhyung Lee (President and CEO)		
(4) 事業内容	パソコンなどのコンピューター機器用の DVD ドライブなどの光ディスク装置の開発・販売		
(5) 資本金	10,728,565,000 ウォン		
(6) 設立年月日	2004 年 4 月 1 日		
(7) 株主構成	TSST 50.1%、Optis 社 49.9%		
(8) 当事会社との関係			
資本関係	当社の非連結子会社です。		
人的関係	当社従業員が同社役員を兼務しています。		
取引関係	当社と同社との間に直接の取引関係はありません。		
(9) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態 (単体)	(百万円)		
決算期	2014 年 3 月期	2015 年 3 月期	2016 年 3 月期 (※ 2)
純資産額	2,774	2,720	-2,603
総資産額	15,807	16,070	6,386
1 株当たり純資産	14,705	7,489	2,976
売上高	74,411	57,060	40,097
営業損益	-3,432	-9,347	-5,682

経常損益	-2,628	-9,002	-5,602
当期純損益	-2,628	-9,026	-5,592
1株当たり当期純損益	-2,445	-4,207	-2,606
1株当たり配当金	-	-	-

※2：2016年3月期の経営成績及び財政状態については、TSST-Kの監査役、監査法人、及び株主総会の承認前の数値になります。

6. 今後の見通し

TSST-Kは、準備が整い次第スウォン地方裁判所に回生手続開始の申立てを行う予定です。裁判所は、申立てから1カ月以内に回生手続開始に関する決定を行います。開始決定がなされた場合、回生計画案（※3）が作成され、その概要については、今後開催される関係人集会にて管理人より説明がなされる予定です。

※3：日本法上の民事再生手続における再生計画案に相当します。

以上